

令和3年度第12回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和4年 3月10日(木) 午後1時30分から午後3時22分

2. 開催場所 鳥取市人権交流プラザ 3階 大ホール

3. 出席委員 (23名)

会 長	4 番	濱 田 香	会長職務代理者	6 番	田 渕	緑
委 員	1 番	安 東 和 彦	委 員	1 4 番	福 安	修
〃	2 番	村 田 幸 範	〃	1 5 番	上 田 壽	一
〃	3 番	河 毛 早 苗	〃	1 6 番	藏 内 敏	博
〃	5 番	下 田 義 男	〃	1 7 番	砂 川 重	雄
〃	7 番	建 部 憲 二	〃	1 8 番	依 藤 利	一
〃	8 番	川 上 信 温	〃	1 9 番	竹 森	潔
〃	9 番	猪 口 実	〃	2 0 番	香 川	恵
〃	1 0 番	福 田 克 彦	〃	2 1 番	柳 田 和	廣
〃	1 1 番	中 村 精	〃			
〃	1 2 番	福 田 淳一郎	〃	2 3 番	加 藤	修
〃	1 3 番	山 田 準 二	〃	2 4 番	岩 永 正	司

4. 欠席委員 (1名)

委 員 2 2 番 石 谷 隆 委 員

5. 報告委員 (農地利用最適化推進委員：0名)

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

議案第	7 1 号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第	7 2 号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第	7 3 号	農地転用事業計画変更申請について
議案第	7 4 号	非農地証明について
議案第	7 5 号	非農地通知の取り消しについて
議案第	7 6 号	下限面積(別段の面積)の設定について
議案第	7 7 号	鳥取市農用地利用集積計画について
議案第	7 8 号	鳥取市農用地利用配分計画について

第3 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について
- (2) 農地転用の制限の例外(認定電気通信事業等)による事業計画書の受理について
- (3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (4) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について
- (5) 農地の形状変更届出書の受理について
- (6) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 事務局 谷口局長 田中局長補佐 堀係長 坂本主任 西村会計年度任用職員

8. 会議内容

開会：午後1時30分	
事務局次長	ただ今から、令和3年度第12回鳥取市農業委員会総会を開会します。
田渕職務代理	本来なら、ここで農業委員会憲章の唱和を行うところですが、昨今のコロナ禍で、いかななものかという意見もあり、今回から当分の間、憲章の唱和はお休みします。また、コロナが落ち着きましたら再開したいと思います。
事務局次長	それでは、濱田会長にあいさつをいただきます。 (会長あいさつ)
事務局次長	まず、定足数の確認ですが、本日は議席番号22番の石谷委員から欠席の報告がありました。24名中23名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立していることを報告します。 また、これ以降は、鳥取市農業委員会会議規則第4条第1項の規定に基づき、会長に議長として進行をお願いします。
議長	それでは、議事に入る前に議事録署名委員の指名をします。 本日の議事録署名委員は、議席番号18番 依藤委員、19番 竹森委員にお願いします。
議長	それでは、議事に入ります。議案第71号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	まず、訂正させてください。整理番号49番、気高町重高の案件ですが、319㎡とありますが、正しくは314㎡ということになります。それに併せまして合計面積も2,603㎡から2,598㎡に訂正となります。 それでは説明の方に移ります。整理番号46番から整理番号53番までの8件となっていますが、2件取り下げがありました。整理番号46番、青谷町吉川、整理番号52番、本高につきましては取り下げになっていますので、審議案件としては6件になります。 整理番号47番につきましては青谷町長和瀬で、贈与による所有権移転です。整理番号48番、国府町木原、売買による所有権移転です。整理番号49番、気高町二本木、重高の方で贈与による所有権移転です。 整理番号50番は、国府町中郷で売買による所有権移転です。整理番号51番は福部町湯山で、売買による所有権移転です。最後に整理番号53番、久末で売買による所有権移転となっています。 すべての申請が、農地法第3条第2項の許可をすることが出来ない項目に該当していないため許可要件を満たしていると思われます。
議長	それでは、整理番号47番を審議します。担当農業委員、竹森委員の報告をお願いします。
竹森委員	報告します。現地確認は事務局職員1名、推進委員1名、譲渡人と私で行いました。 申請地の現状の利用状況ですが、申請地は住宅地の中の、さらに墓地に囲まれた中の一角にあり、現状は畑です。申請人は耕運機を1台持っていますが、申請地は耕運機を使うまでもない面積の土地です。申請人は水稻や野菜を作付けしており、農業を生業としている人で、今後も畑として有効に使いたいということです。したがって周辺営農への影響はないと思われます。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)

議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号４７番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 続きまして整理番号４８番を審議します。担当農業委員、山田委員の報告をお願いします。
山田（準） 委 員		農地については、昨年まで譲渡人がきれいに管理していて、畑として利用しているところですが、高齢になったということ、息子さんはいるが勤めており、時間が取れないので処分したいということでした。譲受人は不動産業や直売所の経営もやっておられますが、農業も一生懸命やっておられる方です。チェックシートに照らしても何ら問題ないと思います。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号４８番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。続きまして整理番号４９番を審議します。担当農業委員、柳田委員の報告をお願いします。
柳田委員		推進委員、事務局、譲渡人と私の４名で現地確認を行いました。譲渡人と譲受人は親子関係で贈与による所有権移転です。現地を確認したところ、大きな雑草は生えていませんでした。機械の状況をお聞きしましたが、最近新設された納屋にトラクターを確認しました。田植え機について確認したところ、集落で共同購入した機械を使用しているとのことでした。 以上のことから、この譲渡は全く問題ないと思われます。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号４９番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。続きまして整理番号５０番を審議します。担当農業委員、蔵内委員の報告をお願いします。
蔵内委員		譲受人、譲渡人、推進委員、事務局、私の５名で現地確認しました。譲受人は売買による所有権移転で規模拡大を図るものです。農機具はトラクター、田植機、コンバインそれぞれ１台ずつ所有しており、農作業従事についても問題ありません。 申請地は耕作放棄地や違反転用地ではなく、現状と同じく水田として利用する予定であり、周辺の農地に影響を与えることはないと思われます。以上から許可をすることに問題ないと思います。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。

		整理番号５０番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。次の案件に入る前に、次の案件は私が当事者になりますので退席します。 (濱田会長 退席)
田	渕職務代理	それでは会長が退席されましたので担当農業委員の香川委員の報告をお願いします。
香	川 委 員	譲受人は多くの農地を持っており、果樹園、水稻、らっきょうと多角的に農業を営んでおられます。農機具も多く持っておられ、トラクター３台、コンバイン、田植機、ユンボなんかも持っておられます。農業機械に関しては問題ないと思います。 事務局、推進委員、私、譲受人の４人で現地確認しました。地目は田ですが、１０年以上耕作しておらず雑木があるような状態です。田としては復興しにくいところであり周辺の土地と合わせて果樹園にしたいということでした。購入後は約１メートルの地上げをして果樹園として利用したいとのことでした。チェックリストに照らしてみても何の問題もなく、今回の申請は何も問題のないことを報告します。
田	渕職務代理	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
田	渕職務代理	無いようですので採決に入ります。 整理番号５１番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
田	渕職務代理	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 (会長 着席)
議	長	整理番号５３番を審議します。担当農業委員、下田委員の報告をお願いします。
下	田 委 員	事務局、推進委員、譲渡人の親族、私で現地確認しました。譲受人は、現在５０ヘクタール以上耕作しており、法人の代表です。今回の申請地は、これまで水田として耕作されており、今後も水田として利用されるということで、今回の売買は問題ないと判断しました。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号５３番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 以上で議案第７１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして、議案第７２号の「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事	務 局	整理番号は５６番から５９番の４件となっています。整理番号５６番、申請地は気高町北浜２丁目、転用目的は建築条件付き売買予定地となっています。農地区分は第３種農地、許可根拠は原則許可となっています。 整理番号５７番、申請地は六反田、転用目的は住宅建築となっています。農地区分は第２種農地、許可根拠は集落接続となっています。 整理番号５８番、申請地は河原町布袋、転用目的は事務所建築となっています。農地

		区分は第2種農地、許可根拠は代替地なしです。 整理番号59番、申請地は河原町佐貫、転用目的は住宅建築となっています。農地区分は第1種農地、許可根拠は集落接続となっています。
議 長		それでは、整理番号56番を審議します。担当農業委員、中村委員の報告をお願いします。
中 村 委 員	(精)	現地確認を私と事務局、推進委員で行いました。その土地は北側と西側が公共道路に面し、隣接地の東側と南側はすでに住宅が建築されています。その土地は路面より30cmぐらい高く、雨水はそのまま道路側溝に流し、汚水は既に市道に設置されている公共下水に放流するということですし、その農地の周辺には耕作地はなく、何ら問題はないと思われます。
議 長		質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議 長		無いようですので採決に入ります。 整理番号56番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 整理番号57番を審議します。担当農業委員の福田委員の報告をお願いします。
福 田 委 員	(淳)	推進委員と2名で現地確認しました。この案件は去年の11月に農業委員会に許可をいただいたものです。その時は使用貸借を条件としていましたが、今回は贈与で再申請されたものです。問題ありません。
議 長		質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議 長		無いようですので採決に入ります。 整理番号57番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 整理番号58番を審議します。担当農業委員の岩永委員の報告をお願いします。
岩 永 委 員		譲渡人は近年まで耕作していましたが、高齢となり去年は耕作されずに、草を刈っていた状態でした。譲受人の会社は現在借家で、土地を保有し社屋を建てるということです。この会社は民芸品を扱っている会社です。社屋と駐車場を作るもので、北側と東側には事業所があり、南側も耕作していない農地となっており、チェックシートに照らし合わせても問題ありません。
議 長		質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議 長		無いようですので採決に入ります。 整理番号58番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 整理番号59番を審議します。担当農業委員の猪口委員の報告をお願いします。

猪 口 委 員		この農地は第1種農地で農地としてはいいところですが、譲渡人と譲受人は親子で、農作物の販売を行っています。現地は東側が市道、西側は畑、南側が住宅、北側が実家の田となっています。日照権に関しても問題ない。取水排水に関しても公共下水の関係で問題ないところです。農地としてはもったいないところですが、家庭の事情で建築するというものです。
議 長		質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議 長		無いようですので採決に入ります。 整理番号59番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 以上で議案第72号「農地法第5条の規定による許可申請について」を終了します。
議 長		引き続き議案第73号「農地転用事業計画変更申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		整理番号6番、申請地は鹿野町岡木、転用目的は店舗建築となっています。変更内容としては着工時期の変更となっています。
議 長		整理番号6番を審議します。担当農業委員の砂川委員の報告をお願いします。
砂 川 委 員		申請書には、コロナ等、もろもろの関係で着工時期を変更。令和5年11月からにしたいという変更が出ていました。現状は手が付けられてなく田のままです。
議 長		質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議 長		無いようですので採決に入ります。 整理番号6番につきまして原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認め、本案は原案どおり承認しました。 以上で議案第73号「農地転用事業計画変更申請について」を終わります。
議 長		引き続き議案第74号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		整理番号147番から155番の合計9件となっています。市街化区域が1件あります。申請地、申請者、事由、現況は議案書に記載の通りです。
議 長		整理番号147番を審議します。担当農業委員、竹森委員の報告をお願いします。
竹 森 委 員		現地確認は、事務局、推進委員、私の3名で行いました。申請人は県外在住なので電話で状況把握しました。申請地の現状は荒地になっており、周辺の状況も荒地になっています。平成12～13年頃から誰にも貸しておらず耕作をしていない土地です。自然潰廃農地で、農地行政上も特に支障がないと認められる土地です。
議 長		質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)

議	長	無いようですので、採決に入ります。 整理番号１４７番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号１４８番を審議します。担当農業委員、川上委員の報告をお願いします。
川 上 委 員		推進委員と事務局、私の３名で現地確認をしました。今、建っているところは住宅団地の中にあり、人為的潰廃地で転用の事実行為から２０年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地となります。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に入ります。 整理番号１４８番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認されました。 引き続き整理番号１４９番を審議します。 担当農業委員、依藤委員の報告をお願いします。
依 藤 委 員		推進委員、事務局、申請者にも立ち会ってもらい現地確認をしました。人為的潰廃地で転用の事実行為から２０年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地になります。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号１４９番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認いたしました。 引き続き整理番号１５０番を審議します。担当農業委員、村田委員の報告をお願いします。
村 田 委 員		推進委員、私、事務局の３名で現地確認しました。昭和４７年に地区改善で造成されたところでして、昭和４８年ごろから住宅が建っています。２０年以上たっており農地に復元といっても困難なところとなっています。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号１５０番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認いたしました。 引き続き整理番号１５１番、１５２番、１５３番を一括で審議します。担当農業委員、猪口委員の報告をお願いします。
猪 口 委 員		整理番号１５１番は大きな孟宗竹が生えており、１５２番、１５３番も同様です。山

		林として管理される方がいいのではないかと思います。事務局、推進委員、私の３人で現地確認しました。
議	長	整理番号１５１番、１５２番、１５３番を一括で質問を受けます。質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号１５１番、１５２番、１５３番について原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認しました。 引き続き整理番号１５４番を審議します。事務局の説明をお願いします。
事務局		整理番号１５４番は市街化区域になっています。申請地は南安長２丁目、現況は平成４年ごろまで耕作していたが、その後は耕作放棄地となっていた。現在は建物が建っており宅地となっている。長期間耕作放棄された為、自然潰廃した農地で復旧困難な土地になっています。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号１５４番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認しました。 引き続き整理番号１５５番を審議します。担当農業委員、下田委員の報告をお願いします。
下田委員		事務局、推進委員、私で現地確認を行いました。久末は果樹園の跡地で、長期間耕作放棄され自然潰廃した農地で復旧が困難な土地と判断しました。船木については、現在山林化しており復旧は困難と判断したものです。
議	長	質問・意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号１５５番について原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認しました。 以上で議案第７４号「非農地証明について」を終了します。 引き続き議案第７５号「非農地通知の取り消しについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局		非農地通知に対して異議申出があったものです。農地としては国府町美敷の２筆となっています。
議	長	続きまして担当農業委員、福田委員の報告をお願いします。
福田（克）		現状を見ましたら、道路沿いにあり、ぱっと見は全部、竹林状態に見えるところで

委 員	す。ところが、現地を見ますときれいに整備されており柿とか梅、イチジク、栗等が植えてありました。所有者は畑にしたかったが、裏山からイノシシやシカが下りてきて、畑はできないということで果樹を植えたそうです。周りにネットをするなど管理されていました。 したがって、山林ではなく申出通り農地と判断しました。
議 長	質問・意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 議案第75号「非農地通知の取り消しについて」原案どおり取り消しすることに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり取り消しとなりました。 続きまして議案第76号「下限面積（別段の面積）の設定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	別紙をご覧ください。農地法施行規則第17条第1項の適用については、現行の耕作している農家が全農家数の4割を著しく上回ることではなかったため、見直しをしないこととします。 また、農地法施行規則第17条第2項の適用については、空き家に付随した農地について、所有者から別段面積および区域の指定申請がありました。この申請が認められた場合、下限面積がこの地番において1アールに引き下げられることになり、今後3条申請があると思います。場所は空き家の裏側にある農地となっています。空き家の土地を通らないと出入りが困難となっているため空き家と農地をセットでということで、この度の申請に至ったようです。
議 長	それでは担当農業委員、福田委員の報告をお願いします。
福 田 （ 淳 ） 委 員	地元の農業委員、推進委員、私の3名で現地確認しました。農家住宅があり裏側が耕作放棄地になっています。所有者はこの周辺にも4筆ほど農地を持っているが、それらはすべて親戚が管理しており、この空き家の農地だけが残っている状態です。売りに出すのはしょうがないと思います。
議 長	質問・意見はありませんか。 (ありません)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 議案第76号「下限面積（別段の面積）の設定について」原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認されました。 続きまして議案第77号「鳥取市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	別紙の農用地利用集積計画をご覧ください。 まず訂正をさせていただきます。23ページ、受付コード04-271の設定する権利が賃借権となっていますが、正しくは使用貸借になりますので訂正をお願いします。 利用権を設定しようとするものが、新規76件で更新が85件、合計161件です。面積は田が514,345㎡、畑が63,291㎡、樹園地その他が10,667㎡の合計588,303㎡となっています。権利種別の内訳は、賃借権102件、使用貸借

		権 59 件となっています。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。
議	長	議案第 77 号につきまして一括して質疑・意見を伺います。何かありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 議案第 77 号「鳥取市農用地利用集積計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。 引き続き、議案第 78 号「鳥取市農用地利用配分計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		別紙の農用地利用配分計画(案)をご覧ください。 今回鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し、担い手に配分する農地の面積は田が 201,044㎡、畑が 5,138㎡、総計 206,182㎡となっております。権利の種別の内訳としましては、賃借権が 78 件、使用貸借による権利が 24 件となっています。 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。
議	長	一括で質問・意見を受け付けます。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 議案第 78 号「鳥取市農用地利用配分計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。 それでは、報告事項に移ります。何か質問・意見はございませんか。
		報告事項 (1) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出書の受理について (2) 農地転用の制限の例外(認定電気通信事業等)による事業計画書の受理について (3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について (4) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について (5) 農地の形状変更届出書の受理について (6) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について
議	長	無いようですので、以上で本日の審議を終了したいと思います。これで令和 3 年度第 12 回鳥取市農業委員会総会を閉会といたします。
		閉会 午後 3 時 22 分